

〈研究ノート〉

シベリア出兵の開始と海軍水路部による 間宮海峡・黒竜江口測量（2）

小林 瑞穂

はじめに

本稿は、シベリア出兵が開始された1918年（大正7）に間宮海峡方面で実施された測量が、その後の日本海軍においてどのような反応を引き起こし、翌1919年（大正8）のロシア領沿岸測量の計画に影響をもたらしていくのかについて考察する。

1918年のロシア領沿岸の測量については、『水路部八十年の歴史』および『日本水路史』において実施された記載はあるものの¹⁾、測量班派遣の経緯や測量の過程などの詳細な記述はない。また、シベリア出兵関係の先行研究においても、管見の限り拙著を除いて日本海軍の測量を詳細に述べたものは見当たらない²⁾。筆者は「シベリア出兵の開始と海軍水路部による間宮海峡・黒竜江口測量」（2024年）において、シベリア出兵が開始された1918年（大正7）8月下旬から10月にかけて日本海軍水路部が実施した間宮海峡および黒竜江口の測量について、これまで史料の制約により明確になっていなかった測量の過程を整理し、測量班の実態について明らかにした³⁾。

シベリア出兵開始とともに始まったロシア領沿岸測量は、1918年は測量班派遣まで約1カ月という短期間で慌ただしく準備が進められたこと、1918年の時点で海軍省は日本海軍による測量が共同出兵を行う連合国に

1) 『水路部八十年の歴史』水路部創設八十周年記念事業後援会、1952年。海上保安庁水路部『日本水路史 1871 - 1971 HYDROGRAPHY IN JAPAN』日本水路協会、1971年。

2) 拙稿「シベリア出兵と日本海軍水路部—ロシア沿岸「内密」測量の過程—」『駿台史学』第154号、駿台史学会、2015年3月。拙著『戦間期における日本海軍水路部の研究』校倉書房、2015年。拙稿「日本海軍の北樺太油田獲得と水路部—シベリア出兵期における北樺太測量を中心に—」『史窓』第78号、京都女子大学史学会、2021年3月。

3) 拙稿「シベリア出兵の開始と海軍水路部による間宮海峡・黒竜江口測量」『史窓』第81号、京都女子大学史学会、2024年3月。

与える影響を考慮し、内密で測量を実施するように水路部に命じており⁴⁾、この方針がその後のシベリア出兵期のロシア領沿岸測量に引き継がれていくことが明らかとなった。また、間宮海峡に展開中の第三艦隊の司令部は、海軍省から命じられた内密測量の方針を守って測量を行う水路部測量班に対し、「強硬測量」を命じたことも明らかとなった。翌1919年（大正8）に判明したニコラエフスク港務局による海図をめぐる発言は⁵⁾、このような第三艦隊による「強硬測量」への転換が背景にあった可能性について触れた。

これまでの考察では、第三艦隊によって測量方針が覆された後の海軍省の動向については推測に留まっていたが、本稿では新たな史料を用いて考察を進める。また、同時期に実施されていた南洋群島測量についても触れておく必要があると考えるため、本稿では南洋群島測量についても言及する。

本稿で引用する史料の旧字は新字に改め、引用史料中の句読点については、筆者が補った。

1918年ロシア領沿岸測量の経緯

1918年の水路部によるロシア領沿岸測量は、間宮海峡と黒竜江口方面への派遣であった。水路部における測量班派遣の準備は7月から進められ、8月10日の加藤友三郎海軍大臣による測量班派遣の訓令、8月21日に横須賀出発という慌ただしいスケジュールで派遣された。日本海軍の第三艦隊が拠点として使用していた沿海州のデカストリに到着した後、測量班は現地の情報収集を行う必要があった。

現地到着後の水路部測量班は、第三水雷戦隊司令官の指揮下に入るよう事前に海軍省から伝えられていた。水路部測量班の責任者であった門司鐵少佐は、第三水雷戦隊の田所広海司令官と協議を行い、当初は「内

4) 海軍省は、水路部測量班がロシア領を測量することにより「国際上ノ紛議ヲ醸ス」事態になることを危惧していた。派遣される水路部測量班には、測量の痕跡を遺さないこと、人目に付かないよう測量を実施することが求められた。

5) 前掲拙稿「シベリア出兵の開始と海軍水路部による間宮海峡・黒竜江口測量」参照。ニコラエフスク港務局は1918年の水路部測量班による測量を知っており、「日本海軍において海図を作製したら一部を貰い受けたい」という発言をした。この情報は、1919年にニコラエフスク日本領事館の石田虎松副領事より日本海軍にもたらされた。

密測量」を遵守した測量計画を立てた。しかしながら、9月1日付で測量班は戦艦「鹿島」の田口久盛艦長の指揮下に入るよう、第三艦隊参謀長の斎藤七五郎大佐より命じられた。田口艦長と門司少佐による協議の結果、測量区域は拡大することになり、さらに9月6日に有馬良橘第三艦隊司令長官より、測量班は「内密測量」から「強硬測量」に転換するよう命じられ⁶⁾、新たな測量計画の立案を求められることになった。

第三艦隊司令部が測量班に「強硬測量」を要求した背景には、海軍省の「内密測量」方針を遵守するあまり慎重な測量計画をたて、結果として測量が進まない水路部測量班に対する苛立ちと、9月9日のニコラエフスクへの海軍陸戦隊の上陸計画があったためと考えられる。水路部測量班は「強硬測量」を実施し、10月21日にデカストリから運送船「高崎」で撤収、帰還した。

第一次世界大戦による南洋群島占領と水路部の測量

水路部は、ロシア領沿岸測量以外にも海軍の要請による重要な測量を抱えていた。

日本の第一次世界大戦参戦により、日本海軍は1914年（大正3）にドイツ領南洋群島を占領したが、水路部には占領後の南洋群島の測量と図誌刊行が求められた。広範囲におよぶ南洋群島の測量は困難が多く⁷⁾、占領から5年が経過した1919年度も測量を継続する必要があった。ロシア領沿岸測量の必要が生じる以前は、水路部の測量計画として南洋群島と内地沿岸の二方面の測量が考えられていたのである。1918年段階では、ロシア領沿岸測量は「臨時」であり、次年度以降も測量を継続するか否かについては、海軍省や海軍軍令部の意向によるところが大であり、不明確な状態であった。継続派遣することになった場合、水路部はまた一つ新たな測量を抱えることになるため、測量にかかる期間や必要経費、派遣する人員数を考えながら計画を立案する必要が生じる。

水路部の布目満造部長は、1918年6月1日付で南洋群島測量に使用する測量艦増置についての意見書を加藤海相に提出した。布目の意見書に

6) 人目を避ける「内密測量」に対し、有馬第三艦隊司令長官の命じる「強硬測量」とは、人目を避けずに測量を断行することを指す。

7) 暗礁が多く、掃海測量を実施する必要が生じたこと、慣れない気候風土が原因で測量班の中で体調不良を訴える者が出るなど問題が生じた。

は、1914年の南洋群島占領以降、水路部では毎年測量班を派遣して測量を継続しているが、測量艦の不足と現地の気候風土が測量作業に困難を来し、「当局ノ知悉セラルルカ如ク、未タ充分ナラサルモノアリ」と、測量が思うように進んでいない現状について述べられている⁸⁾。布目は、測量の不足を補うものとして日本海軍が使用している外国製の南洋群島方面の海図（イギリス、ドイツ、アメリカが作製したもの）について、専門的な理由を挙げて「殆ント信頼スルニ足ラサルモノノ如ク」と断じている⁹⁾。さらに、南洋群島方面に展開する日本海軍艦船が独自に測量して水路部に報告してくる結果も、測量を行った人間によって差異が見られることを述べている¹⁰⁾。このような差異は、測量を行った人間が水路部関係者ではないことに起因していた。布目の意見からは、外国製の海図を使用せざるを得ない現状があるものの、安易に信用して使用することに対する警戒と、海の測量はただ測るといような簡単な作業ではなく、専門知識と技術を必要とする難作業であることが分かる。

水路部は、南洋群島守備隊の所在地や海軍艦船の航行・停泊を考慮して測量を実施していたが、布目は、「事情之ヲ許サハ、群島全般ニ亘リテ経緯度ヲ確測統一シ、未測未知ノ浅礁ヲ探測確知」すること、島々の中でも重要度に応じて精測と略測に分けて実施することで南洋群島方面の測量を完了させることができると述べている¹¹⁾。また、水路部は内地沿岸測量の一部を「犠牲」にして、一日も早い南洋群島測量の完了を心がけているが、測量艦の活動期間は6、7カ月程度である上に、測量艦の炭水補給の間は測量を中断せざるを得ない現状を述べている。布目は、警備艦を特別に測量に使用する案を挙げて、南洋群島方面の測量艦を増置するよう要望した。布目の意見書には、軍務局員とみられる複数人の意見が書き込まれているが、布目の意見に対して「本件必要ト認ム」「右同意」など賛同意見が記され、具体的な艦船名（「満州」）を挙げて測量艦の増置を検討している点から¹²⁾、測量の遅れは水路部外にも課題とし

8) 水路部長布目満造から海軍大臣加藤友三郎宛「占領南洋群島測量艦増置ノ件」1918年6月1日、JACAR、Ref.C10128286000、Ref.C10128286200、『大正戦役戦時書類』巻104所収、防衛省防衛研究所。

9) 同前。

10) 同前。

11) 同前。

て認識されており、一刻も早い南洋群島の測量完了と図誌供給が望まれていたことが分かる。

軍務局は、南洋群島について「八年度及九年度ニ於テ全部測量完成ノ方針」とした上で¹³⁾、「松江」と「満州」を測量に投入したい旨を記した文書と共に、布目の意見書を海軍軍令部に送った。海軍軍令部第三班長の吉田増次郎は、6月18日付で布目の意見に同意する旨の意見を出している。吉田は、同意する理由として、南洋群島方面の海域の特徴（暗礁の存在、潮流・海流の強さ）を挙げ、艦船が航行する際に危険であることを述べている。注目すべきは、布目に同意する第一の理由として「対米作戦上、我第一線部隊ノ作動区域ナリト認ムヘキ理由アリ」を挙げていることである。また、最後に「〔南洋群島が〕永久ニ帝国ノ有トナルヘキヤ未知数ナリ。現占領中ニ測量ヲ完フスルニアラサレハ、或ハ時機ヲ失スルヤモ知レス」と記している¹⁴⁾。現在占領中の南洋群島が戦争終結後に日本の領有になるか否かは、第一次世界大戦の終結・講和会議までに日本海軍が測量を完了させているか否かにかかっているという意見である。

吉田は、海軍軍令部第三班長に着任する以前は、臨時南洋群島防備隊司令官を務めていた。南洋群島を日本海軍が抑えることの重要性和、占領中の南洋群島の実情をよく知る人物である。戦争終結までに南洋群島の測量が完了していない場合は、領有が危うくなるかもしれないという吉田の考察は、日本海軍の戦略に測量が結びつくものとして重要である。

第三班長の吉田に続き、軍令部第一班長も6月19日付で「第三班長希望ノ如ク、南洋占領諸島ノ測量ハ出来得ル限り速成ヲ希望ス」と同意する文書を出した¹⁵⁾。海軍省軍務局は「膠州」を南洋群島方面の測量に投入することに対して難色を示していたが、軍令部第一班長は「膠州」を測量に投入することを可としている。

12) 同前。布目が意見書で挙げた警備艦を測量に使用する点については、否定的な意見が付されている。

13) 軍務局作成の文書。1918年6月12日と推定される。前掲『大正戦役 戦時書類』巻104所収。

14) 吉田軍令部第三班長による文書、1918年6月18日。前掲『大正戦役 戦時書類』巻104所収。亀甲括弧内、小林。

15) 軍令部第一班長「意見」、1918年6月19日。前掲『大正戦役 戦時書類』巻104所収。

第三艦隊による測量計画の提出

1918年度の「臨時」のロシア領沿岸測量は、結水期を目前に控えた10月に終了したが、第三艦隊の測量への関与は終わってはいなかった。水路部測量班のデカストリ撤収と同日の10月21日付で、有馬第三艦隊司令長官から加藤海相に宛てて、複数の文書が提出された。いずれも戦艦「鹿島」の田口艦長が関わる文書であり、その一つは「大正八年度間宮海峡及樺太方面測量計画」と題された文書であった¹⁶⁾。田口による提出理由書に加え、具体的な測量計画が海軍野紙10頁に渡って記されている。測量区域、測量班の編制（人数）、使用する測量艦と運送船、作業期間、測量の作業工程など、提出された計画は「現場からの要望」の域を超え、主務局である水路部が立案する測量計画とほぼ変わらないほど詳細に記されていた。第三艦隊司令部による付箋からは、この測量計画以前にも測量に関する「意見」書（第三艦隊機密第二三二号）を海軍省に提出した様子が確認できる。第三艦隊機密第二三二号を確認できていないため推測の域を出ないが、おそらく10月21日付で第三艦隊から加藤海相に提出された測量計画は、第三艦隊機密第二三二号の内容よりも踏み込んだものであったと考えられる¹⁷⁾。

田口艦長は、測量計画を提出するに至った背景として「樺太北部、間宮海峡、黒竜江ハ帝國ト比隣ノ地ニシテ、将来北部シベリアニ対スル我
国發展ノ門戸ナリ。」と記した¹⁸⁾。「而カモ同方面ニハ、従来信頼スルニ
足ルヘキ海図ナク、為ニ軍事行動上ハ勿論、海運上ニ於テモ頗ル遺憾ト
セシ処ナリ。」と¹⁹⁾、日本海軍におけるロシア領沿岸の地理情報の少なさを
を挙げている。実際、測量計画と共にロシア作製の地質図と日本海軍水
路部刊行の海軍海図を比較した図が提出されているが、ロシア作製の樺
太および間宮海峡の沿岸地形図を日本海軍の海図と比較した場合、「其
沿岸ノ情勢ヲ異ニスルコト〔中略〕両図ニ示スカ如ク著シキ」状態であ

16) 第三艦隊司令長官有馬良橘から海軍大臣加藤友三郎宛、「大正八年度間宮海峡及樺太方面測量計画」1918年10月21日。前掲『大正戦役 戦時書類』巻104所収。

17) 同前。第三艦隊司令部による付箋の内容からは、意見書で既に測量班の派遣数について言及していたことが窺える。

18) 同前。

19) 同前。

り、水路部が第三艦隊に供給している海図そのものが不正確であることが示されている²⁰⁾。

一方、間宮海峡にはロシア側の「水路監視船」が解氷期を待って海上に敷設する航路標識（浮標）があった。手持ちの地理情報が少ない第三艦隊にとって、ロシア側の敷設した航路浮標は航行時には重要な目印となるものである。しかし、樺太航路を示す浮標以外、つまりデカストリからニコラエフスク方面へ向かう間宮海峡の航路標識（「一番浮標」から順番に敷設された航路標識と考えられる）に関しては、浮標の形状が統一されていない上に、塗料も鮮明ではなく、第三艦隊の艦船が遠方から浮標を視認することは困難であった²¹⁾。第三艦隊は、ロシア側の航路標識敷設について、「航路標識設置法ノ粗雑ナルコトハ、所要日数等ヨリ推考シテ容易ニ判断スルコトヲ得」と²²⁾、ロシア側が短時間で浮標敷設を終えている様子からも信用できるものではないとしている。実際、ロシア側が敷設した間宮海峡の「四番浮標」と「五番浮標」付近を測量班が測量したところ、両浮標の数百メートル内に艦船が航行する際に注意しなければならない灘や堆の存在が確認されたことを挙げ、ロシア側の敷設作業の様子なども併せた上で「故ニ航路標識ハ深く信頼スルヲ得ス」と断じている²³⁾。第三艦隊は現地の水先案内人（氏名が明記されているのは、デカストリ常住の「コツプロフ」という人物）からも情報を得ようと試みたことも分かるが、現地の水先案内人らの語る情報についても、情報の確実性という点であまり信用していない様子も窺える²⁴⁾。

以上のように、日本海軍の有するロシア沿岸の地理情報は元から少ない上に、唯一の水路部刊行の海図も情報不足に起因する不正確さがあり、ロシア側が敷設した航路標識や水先案内人も信用に欠ける中で第三艦隊は展開せねばならなかった。第三艦隊は、一刻も早い水路部による測量と新たな海図刊行を望んでいたことが分かる。そのためには、内密測量

20) 同前。第三艦隊提出の文書に添付された「海軍海図二六二号乙」および、「露国地質図（千九百十年調査）」に書き込まれたもの。前掲『大正戦役 戦時書類』巻104所収。

21) 第三艦隊提出の調査報告「[カストリー]「ニコライフスク」間ノ水路」、1918年作成と推定される。前掲『大正戦役 戦時書類』巻104所収。

22) 同前。

23) 同前。

24) 同前。

の方針を転換させ、強硬測量を実施していち早く海図刊行に必要なデータを測得させなければならないという事情もあったのである。第三艦隊司令部が測量班に告げた「艦隊行動上必要ナル水路ヲ測量スルニアリ」という表現には、そのような切迫した事情と苛立ちが表れている²⁵⁾。

海軍省は測量実施による「国際上ノ紛議」を恐れているにも関わらず、水路部に測量班派遣を命じるのは、後述する北樺太油田の存在に加えて、第三艦隊を間宮海峡に展開させる上で圧倒的に地理情報が不足していたためであったのである。1918年の測量班の門司少佐の情報収集からも分かるが、ロシア沿岸の地名の読み方が分からない、現地ですべて情報の誤りを知る、見て理解するというのが、ロシア沿岸における日本海軍の地理情報の実態であった。海軍省が測量の国際問題化を恐れて測量班の派遣を控えた場合、第三艦隊の展開と北樺太油田の獲得計画に大きな影響が生じる。海軍省にとっては、懸念を抱きながらも水路部測量班を派遣せざるをえなかったといえる。

田口は北樺太の地理情報についても「特ニ樺太北部ノ如キハ、現ニ使用中ノ我海軍海図ヲ露版地図ニ対照シ、尚実地視察者ノ言ニ徴スルニ、図ノ粗雑誤謬誠ニ驚クノ外ナク」と指摘し、「炭田油田ハ近キ将来ニ於テ我国ノ発展ヲ期待シツツアル現状ニ鑑ミ、同地方面ノ測量ハ実ニ一日ヲ緩フスヘキニ非サルナリ」と²⁶⁾、日本海軍の北樺太油田獲得に向けた動きを意識した測量の必要性を主張している。1919年度の水路部測量班の北樺太方面測量が、北樺太油田獲得に関係していたことについてはすでに考察したが²⁷⁾、第三艦隊側からも北樺太油田獲得を視野に入れた測量の意見が出されていたことになる。

田口は、「目下ノ時局ハ当方面ノ測量ニハ実ニ千載一遇ノ好機」と述べて、出兵中の地理情報獲得に意欲的な姿勢を見せ、1919年度は「全然我領水内ノ測量ハ中止シ、水路部測量科ノ全力ヲ挙ケテ此方面ニ集中セシメラルコトノ最モ適策ナルヲ信シ」と続ける²⁸⁾。対米戦略上、南洋群島領有を決定的にするためにも、海軍省軍務局・海軍軍令部同意のも

25) 前掲拙稿「シベリア出兵の開始と海軍水路部による間宮海峡・黒竜江口測量」参照。

26) 前掲「大正八年度間宮海峡及樺太方面測量計画」。

27) 前掲拙稿「日本海軍の北樺太油田獲得と水路部」参照。

28) 前掲「大正八年度間宮海峡及樺太方面測量計画」。

と1919年度または1920年度に南洋群島測量の完了が急がれる中で、第三艦隊は「将来ニ於テ我国ノ発展」につながるロシア領沿岸測量に全力を挙げて集中せよと訴えるのである。

このように、田口は第三艦隊側の立場で測量の必要性を力説しているが、測量計画提出の説明を終える前に、「尚本計画ノ細目ニ至テハ、予テ樺太測量ニ経験アル技術官ヲ包有セル、門司測量班ヲ以テ立案セシメタリ」という一文を記し²⁹⁾、提出する測量計画が決して専門外の立場からの思い付きなどではなく、水路部測量班が現地で立案した計画であることを明らかにした。また、文末の署名において、「鹿島」艦長という役職の前に「測量班指揮官」と書き添えて、1918年の測量班を指揮する立場であったことを明記しており、測量計画を提出する正当性を示している。

1918年の測量における第三艦隊による「強硬測量」への転換に加え、次年度の詳細な測量計画の提出は、主務局である水路部や、水路部が隸属する海軍省に対する越権行為と捉えられかねないが、「門司測量班ヲ以テ立案セシメタリ」と水路部員も関わっていることを明記することにより、反発を抑えようとしたと考えられる。

田口の説明に登場した門司少佐は、測量期間中に測量の作業状況や第三艦隊とのやり取りに関する報告書を東京の水路部に提出していた³⁰⁾。門司少佐の報告には、新たな測量班指揮官となった「鹿島」艦長の田口と協議して測量区域を拡大したこと、「強硬測量」への転換にともない新たな測量計画（この場合は1918年の計画）の立案を命じられたこと、再提出した測量計画の内容について報告したことは確認できるが、管見の限り、次年度の測量計画を立案したという記述は水路部に宛てた報告の中に見当たらない。第三艦隊提出の測量計画は、書式・内容ともに整っていることから考えても、田口の記す通り、測量班として派遣された水路部員が立案に関わったと考えられる。門司少佐は、何等かの理由により1919年の測量計画立案について水路部に報告していなかった可能性が高い。

1919年の測量計画が第三艦隊から提出されたこと、測量班が関与して

29) 同前。

30) 前掲拙稿「シベリア出兵の開始と海軍水路部による間宮海峡・黒竜江口測量」参照。

いることについて、水路部では複雑に受け止められたと推測されるが、測量班の責任者であった門司少佐は測量から帰還後、12月1日付で中佐に昇級、同日付で巡洋艦「阿蘇」の副長に異動した³¹⁾。「阿蘇」は、1918年の測量作業中に門司少佐が間宮海峡の状況について情報収集を行った艦である。このように、測量帰還後約1カ月で第三艦隊による測量計画立案の事情を知る門司が水路部から転出し、水路部には第三艦隊提出の測量計画への検討と対応が残されることになった。

1919年ロシア領沿岸測量への影響

有馬第三艦隊司令長官から加藤海相に提出された測量計画は、海軍省軍務局、海軍軍令部、水路部に回覧されたことが文書の捺印から確認できる。水路部は、第三艦隊から提出された測量計画原本について、1919年1月13日に借用を願い出ている。水路部測量科長の金丸清緝大佐から、海軍省軍務局の向田局員に対して、「昨年第三艦隊司令長官ヨリ其筋へ提出アリシ〔中略〕測量ニ関スル意見書」を借用したい旨の依頼があり、向田はただちに水路部に第三艦隊の測量計画を送っている³²⁾。水路部の軍務局への借用依頼と「其筋へ提出アリシ」という文言から考えても、主務局である水路部の手元に第三艦隊の測量計画はなく、測量班を派遣する水路部が計画を検討する際は、海軍省から測量計画を借用しなければならなかったことが分かる。

本来、測量の計画は水路業務を担う水路部が立案するものである。水路部は海軍のみならず海運界など民間船舶にも図誌を供給する唯一の機関なので、新しく測量が必要な海域、改測が必要な海域を考え、海軍省軍務局や海軍軍令部の意見、民間船舶の要望も取り入れながら、測量計画と図誌刊行計画をたてていた。一年度で複数の方面に測量班を派遣するが、前述した南洋群島方面の測量のように一年度で作業が終わらないことも多いので、数年にわたる継続的な測量作業が必要な場合もあった。水路部長・布目満造の南洋群島方面測量の意見書からも分かるように、測量は非常に専門性が高く複雑な作業であるため、海軍軍人であれば誰でも測量が出来たわけではない点は注意が必要である。測量班が測得し

31) 水路部『秘 水路部年報（大正七年度）』1919年。

32) 金丸水路部測量科長から向田海軍省軍務局員宛、1919年1月13日。向田局員から測量科長宛、1919年1月14日。前掲『大正戦役 戦時書類』巻104所収。

てきたデータによって、水路部内で海図と水路誌の作製が行われることになるが、修正や製図作業を経て刊行されるまでには年単位の時間が必要となる。

第三艦隊から1919年度の間宮海峡・樺太方面測量の詳細な計画が提出されたことは、水路部側からすれば全体的な測量計画との調整や手順を無視するものであった。しかしながら、この計画立案に1918年派遣の水路部測量班が関与していたのであれば、水路部としては計画の妥当性の点から首肯して受け入れざるを得なかったと考えられる。第三艦隊の測量計画と実際に1919年に水路部が実施したロシア領沿岸の測量を比較すると、第三艦隊提出の測量計画をベースに、部分的に変更を加えて実施されたことが分かる。測量に必要な艦船について、第三艦隊案では「関東」、「松江」、「膠州」（運送船「高崎」とされているが、「松江」は、前述の通り南洋群島測量に従事する艦であり、「膠州」は布目水路部長の測量艦増置の意見を受けて海軍軍令部が測量への投入を可とした艦である。実際、1919年に実施されたロシア領沿岸測量では内地沿岸の測量に使用されていた「大和」、「武蔵」に加えて「膠州」、運送船「泰安丸」が使用された³³⁾。

また、第三艦隊案の測量期間は、間宮海峡・黒竜江口に派遣する測量班は5月上旬から9月下旬まで測量を実施（撤収は10月上旬）、樺太北部東岸・北西岸に派遣する測量班3班も同様に5月上旬から9月下旬まで測量を実施することにして（撤収は10月上旬）。南洋群島方面の測量も同時期の派遣が計画されていたので、水路部からかなりの人員を南洋群島とロシア領沿岸に派遣することになる。樺太北部東岸・北西岸の測量期間が記された箇所には、欄外に「五月上旬測地着ハ困難ナラン」と書き込まれている³⁴⁾。解氷期の艦船の行動計画に関わる部分であることから、おそらく水路部ではなく軍務局か海軍軍令部が記した意見と考えられるが、実際の1919年の測量では、北樺太方面の測量班の測量期間は6月上旬から9月下旬とされている³⁵⁾。また、第三艦隊案では、間宮海峡・黒竜江口・北樺太方面に派遣する測量班の数は計4班となってい

33) 前掲拙稿「日本海軍の北樺太油田獲得と水路部」参照。

34) 前掲「大正八年度間宮海峡及樺太方面測量計画」。

35) 実際の1919年度の北樺太方面測量では、6月に出発したものの、流氷の影響により予定通りの北樺太東岸への到着と測量作業開始は困難を極めた。

るが、実際の1919年測量では経緯度測定を行う2班も派遣されており、計6班がロシア領に派遣された。

第三艦隊の測量計画中、間宮海峡・黒竜江口方面の測量は、「本測量ハ艦船ノ行動上必要ナル水路ノミヲ測量スルニアリ」とあり、「故ニ航海上不必要ナル沿岸付近又ハ浅堆上ノ錘測ノ如キハ努メテ之レヲ避ケ」、陸上の目標と航路を測量するとしている³⁶⁾。一方の北樺太方面については、北緯50度以北の沿岸測量を実施するとしているが、「地勢ノ状況ニヨリ作業困難ニシテ、比較的価値ナキ部分ハ略測ニ止メ」としている³⁷⁾。しかし、「港湾岬角等、苟モ上陸可能ノ個所殊ニ油田至近ノ沿岸ハ精測ヲ要ス」と、北樺太油田を念頭に置いた測量を明確にしている³⁸⁾。このような第三艦隊の測量計画と実際の1919年におけるロシア領沿岸測量を比較すると、派遣された場所や目的が一致している部分が多く、1919年のロシア領沿岸測量では第三艦隊の測量計画が受け入れられたといえる。

海軍省軍務局による外務省への働きかけ

ここで注意しなければならないのは、第三艦隊による測量計画には「内密測量」という文言や、内密施行を伺わせる記述は見当たらず、国際関係への配慮や慎重姿勢は見られないことである。第三艦隊は1918年の測量と同様に、1919年の測量も「強硬測量」を念頭に置いていた可能性が考えられる。海軍省は、第三艦隊の測量計画を受け入れる姿勢を見せたが、強硬測量については受け入れてはいなかった。

1919年のロシア領沿岸の測量班派遣に向けて準備が進められる中、海軍省軍務局では、1919年3月24日に文書を起案している。結氷期はロシア方面の艦船の活動が停止しているため、解氷期を迎えて艦隊が活動を始める前に軍務局が動いたといえよう。文書欄外に「秘」と書き込まれ、海軍省副官の小林躋造、軍務局長の井出謙治、第一課長山梨勝之進、第二課長小牧自然、局員（向田・古賀）のサインと捺印があることから、海軍軍令部や水路部には共有せず、軍務局を中心に海軍省内の一部で留められた文書であることが分かる。起案者は、水路部と測量について連

36) 前掲「大正八年度間宮海峡及樺太方面測量計画」。

37) 同前。

38) 同前。

絡・調整を重ねてきた向田局員と考えられる。文書には1919年度のロシア領沿岸測量について、「国際関係上内密施行ノ予定ナルガ、予メ外務省ノ了解ヲ得、且ニコライウスク駐在外交官ト密接ナル関係ヲ保持スル必要アル」と書かれており³⁹⁾、内密測量の方針に変更がないこと、1918年の測量では十分ではなかった外務省との結びつきの必要を述べている。さらに、「覚書ヲ外務省ト交付可然哉」と、海軍省と外務省間で覚書を取り交わすことについても言及している⁴⁰⁾。

軍務局の作成した覚書には、間宮海峡・黒竜江口および北樺太は「完全ナル海図ナク、且未測量ノ場所多ク、艦船行動上危険ナル状況」であること、ニコラエフスクには「臨時海軍派遣隊ノ一部及陸軍守備軍ノ一部」が駐屯しており、解氷期をもって日本海軍の艦船の一部をロシア沿岸に行動させる必要があるという説明から書き起こされている⁴¹⁾。これら艦船のために「測量ヲ実施セシメ度モ、国際上ノ関係ハ公然之ヲ実施スルコト能ハサル事情モ有之ニツキ、此際内密ニ施行ノコトニ計画ヲ進メツツアリ」と、国際関係上の問題から1919年も内密測量を実施する方針であることを明記している⁴²⁾。外務省に対しては、在ニコラエフスク日本領事に事情を詳しく伝えた上で「測量実施ニ関シ相当便宜ヲ与フル」ように、「特ニ御配慮ヲ得度」と依頼するものとなっている。「相当便宜ヲ」の部分には傍線が引かれており⁴³⁾、軍務局としては、この文言が重要と見ていたことが分かる。

水路部に実施させるロシア領沿岸測量について、ロシアに共同出兵を行う連合国から領土的野心を疑われて問題視されることは避けたいが、前述のとおり情報不足にあるなかで測量班を送らなければ第三艦隊の展開と北樺太油田の獲得計画に影響が出ることは必須であった。外務省としても共同出兵をめぐってイギリスやアメリカと外交交渉を行ってきたのであり、日本海軍（軍務局）と情報共有しておくことは何か問題が生じた際の対応に役立つ。軍務局の求めるニコラエフスク日本領事による

39) 「北露領沿海州方面測量ニ関スル件」、1919年3月24日。前掲『大正戦役 戦時書類』巻104所収。

40) 同前。

41) 「覚書」1919年3月24日と推定される。前掲『大正戦役 戦時書類』巻104所収。

42) 同前。

43) 同前。

「相当便宜」とは、測量班の現地トラブルへの対応のみならず、第三艦隊が再度「内密測量」を覆して現地で「強硬測量」に転換させる可能性を考慮していたことも考えられる。第三艦隊が表に出るよりもニコラエフスク日本領事館から現地に対する根回しや説明を行う方が良い場合もあろうし、第三艦隊が海軍省に諮ることなく現地で測量方針や測量計画を変更させたような場合には、日本領事館を通じて外務省から海軍省に情報が齎されることを期待していたと考えられる。

内密測量方針の堅持

1919年4月10日付で水路部長と第三艦隊司令長官（1918年12月より黒井悌次郎中将が着任）に向けて、1919年のロシア領沿岸測量実施に関して文書が出された。海軍次官から水路部長に宛てた文書には、1919年度のロシア領沿岸測量について「北露領沿海州及北樺太方面ハ露国領海内ナルヲ以テ公然ノ測量ヲ為スコト能ハサル事情モ之有候ニ付、内密ニ施行スルコトトシ、努メテ国际上ノ紛議ヲ醸スカ如キト無キ様、特ニ注意セシメラレ度」と、内密測量の方針が明記されている⁴⁴⁾。

第三艦隊司令長官に向けては、測量班に対する補給について「補助」するよう配慮を求めており（後に「掩護」に変更）、内密測量の方針も明記されている⁴⁵⁾。

水路部長にはあわせて「大正八年度測量ハ曩ニ官房機密第四五号ヲ以テ海軍次官ヨリ内牒シタル計画ニ依リ実施スル儀ト心得ヘシ」という訓令が出されている⁴⁶⁾。官房機密第四五号とは1919年1月18日付の文書であり、1919年度中に水路部が実施予定の全測量計画（南洋群島・ロシア領沿岸・内地沿岸）の最終決定である。この官房機密第四五号においても、ロシア領沿岸の測量については、「公然ノ測量ヲ実施シ難キ事情アルヲ以テ、内密ニ之ヲ実施シ」と明記された⁴⁷⁾。また第三艦隊の測量計

44) 海軍次官から水路部長宛「大正八年度測量ニ関スル件」、1919年4月10日。前掲『大正戦役 戦時書類』巻104所収。

45) 海軍次官から第三艦隊司令長官宛「北露領沿海州北樺太方面測量実施ニ関スル件」、1919年4月10日。前掲『大正戦役 戦時書類』巻104所収。

46) 海軍大臣から水路部長宛「大正八年度測量ニ関スル件」、1919年4月10日。前掲『大正戦役 戦時書類』巻104所収。

47) 海軍次官から水路部長宛「大正八年度測量計画ノ件」、1919年1月18日。前掲『大正戦役 戦時書類』巻104所収。

画を取り入れて「主トシテ艦船行動上必要ナル水路並利源開発ニ必要ナル部分トス」とあり⁴⁸⁾、測量の目的が記されている。海軍大臣は、ロシア領沿岸測量の訓令において官房機密第四五号を示しているの、この場合は、水路部長に内密測量の方針遵守と測量の目的を理解するよう求めたことになる。大臣官房に宛てて文書発布前に再度の回覧を求める軍務局の付箋があることから、ロシア領沿岸の測量については細心の注意を払っていたことが窺える。

内地沿岸測量の実施

前述の通り、「鹿島」艦長の田口は内地沿岸測量を中止し、水路部測量科の全力を挙げてロシア領沿岸測量に集中することが最も適策だと訴えた。しかしながら、実際の1919年の測量においては、海軍次官はロシア領沿岸測量、南洋群島測量に加えて「内地沿海測量ハ其ノ余力ヲ以テ実施スルコト」と、内地沿岸の測量実施も認めている⁴⁹⁾。実際に水路部は、1919年2月から4月にかけて九州北東岸の改測、4月から「本州東岸」方面と「日本海西部」方面でそれぞれ測量・調査を実施している（ロシア領沿岸測量出発のため5月に作業終了）。ロシア領沿岸測量終了後は、10月下旬から11月中旬にかけて東京湾南部、豊後水道南部の二方面で測量を実施した。いずれも「余力」とはいえない作業内容であり、艦船もロシア領沿岸測量に派遣された「大和」と「武蔵」が使用されているので、フル稼働で内地沿岸を測量していたことになる⁵⁰⁾。水路部としては、軍・民に向けて図誌供給を担う唯一の機関として、海軍の要請に基づく南洋群島測量、ロシア領沿岸測量のみに注力することはできず、南洋群島測量実施のために内地沿岸の測量の一部を「犠牲」にすることはあっても、田口の求めるように内地沿岸測量の全てを中止することはできなかったのである。

おわりに

本稿では、1918年のシベリア出兵開始にともない実施された間宮海峡・黒竜江口方面測量が、日本海軍内でどのような反応を引き起こし、

48) 同前。

49) 同前。

50) 同前。水路部『秘 水路部年報 大正八年度』1920年。

その後のロシア領沿岸測量に影響をもたらしていくのかについて、南洋群島測量にも注目して考察した。

1918年の間宮海峡・黒竜江口測量において、海軍省は水路部測量班に「内密」で測量を実施させようとしたのに対し、間宮海峡に展開する第三艦隊は、測量班に「強硬測量」転換を命じた。さらに測量班の撤収後には、第三艦隊司令長官から海軍大臣に対し、水路部測量班に立案させたとする1919年のロシア領沿岸の詳細な測量計画が提出された。海軍省側は、第三艦隊の測量に関する「意見」の域を超えた「越権」とも捉えられる事態に対し、第三艦隊の測量計画を受け入れながらも、内密測量の方針を堅持する姿勢をとった。一方で、1919年の測量班派遣を前に、軍務局は外務省との結びつきを強めたことも明らかになった。背景には、1918年の第三艦隊による「強硬測量」への転換という経験があったためと考えられる。今後も現地で第三艦隊によって「強硬測量」への転換が行われまいとは限らず、海軍省が恐れる「国際上ノ紛議」に発展する可能性を防ぐためにも、外務省との情報共有と測量に関するトラブル対応を求めたと考えられる。

シベリア出兵が開始されるまでは、南洋群島の測量完了が課題であった。海軍軍令部第三班長の吉田は、対米戦略上の問題に加えて測量の完了が南洋群島の領有確定に影響をもたらす可能性について言及した。第一次世界大戦が終結する前に（講和会議開催までに）、日本海軍が南洋群島の測量を完了させておかなければ領有の機会を失うかもしれないという危機感が存在したことは、日本海軍の南洋群島占領とその後の委任統治について考える上で重要であろう。艦船の安全な航行や、占領統治という現実的な問題以外にも、測量完了とその成果物である図誌の刊行という事実が、各国に南洋群島の日本領有を認めさせるための材料となることを示している。主務局である水路部をはじめ、海軍省軍務局、海軍軍令部も南洋群島の測量完了に向けて意思統一がなされていたことから、日本海軍をあげて戦争終結というタイムリミットに向けて測量を急いだと言えよう。そのような中でシベリアへの共同出兵が始まり、ロシア領沿岸への測量班派遣と第三艦隊による踏み込んだ測量の要求が行われるのである。

海軍省がロシア領沿岸測量に対して「内密測量」の方針を堅持するのは、ロシア側や共同出兵を行うアメリカをはじめとした連合国に領土的

野心を疑われないためと考えられるが、日本海軍が有するロシア沿岸の情報は極めて少ない上に誤謬も多く、ロシア側の情報も信用度が低いという実情もあり、測量班を派遣しなければ第三艦隊を展開させることはできないというジレンマがあった。第三艦隊が海軍省や水路部の意向を無視して測量計画にコミットしたのは、圧倒的な情報不足の中で展開せざるを得ない現場の切実な事情、出兵は地理情報を獲得するための絶好の機会と捉えられたためであるが、第三艦隊の望む強硬測量はロシア側や共同出兵を行う連合国側への測量発覚を招く危険性をはらむものであった。測量をやり過ぎれば国際問題化を招き、南洋群島領有決定と北樺太油田獲得の双方に影響が出る可能性もあり、海軍省はこの点を最も危惧していたのである。

このように、第一次世界大戦による南洋群島の測量とシベリア出兵開始にともなうロシア領沿岸の測量は、いずれも国際関係に深く関わる中で立案・実施された。国際問題化を避けつつ、南洋群島領有と北樺太油田獲得を目指す日本海軍にとって、水路部の測量は日本海軍の行動に必要な基本情報を得るための作業であり、領有と獲得を主張するための材料となるものであった。水路部の実施する海の測量は成果が見えにくい部分があり、日本海軍内においては「地味」な業務と位置付けられる傾向にあったが、南洋群島およびロシア領沿岸で行われた測量の検討を通して、国際関係や日本海軍の戦略を考える上で測量と図誌刊行は切り離せないものであることが明らかになった。

今回は、海軍省、海軍軍令部、第三艦隊の史料を中心に考察したため、水路部側の視点を十分に取り入れることができなかった。引き続き史料調査を進め、水路部側の史料も用いながらロシア領沿岸の測量について考察を続けたい。

(本研究は、JSPS科研費JP23H00784の助成を受けたものです。)